

経済要録

国 内

◆日本銀行、「国の税金、保険料等の電子納付の開始について」を公表

日本銀行は、1月16日、「国の税金、保険料等の電子納付の開始について」を公表した。その概要は以下のとおり（全文については、日本銀行ホームページ<<http://www.boj.or.jp/>>参照）。

平成16年1月16日
日本銀行業務局

国の税金、保険料等の電子納付の開始について —歳入事務電子化の実現—

本年1月19日（月）から、国の行政手数料、税金、保険料等が、順次、インターネットバンキングや金融機関のATMを通じて支払えるようになります。

これまで、これらの国庫金を納付する場合、預金口座振替を利用しなければ、平日の昼間に

金融機関の窓口で現金により支払う必要がありました。今後は、国庫金の電子納付の実現により、インターネットバンキングによる預金の引落等を通じて「いつでもどこでも」支払えることになります。

——歳入事務の電子化は、官庁、日本銀行、金融機関の間を、日本マルチペイメントネットワーク運営機構の運営する「マルチペイメントネットワーク」で結ぶことにより実現します。納付者が、インターネットバンキング等により自分の預貯金口座から資金を引き落とし、納付する手続をとると、日本銀行代理店・歳入代理店または歳入復代理店がこれを収納し、官庁には領収済の情報が「マルチペイメントネットワーク」を通じてリアルタイムで届けられることになります。この結果、関係機関では、ペーパーレス化等により事務の合理化が図られることがあります。

（電子納付の対象となる国庫金とその実現予定期）

行政手数料等	平成16年1月19日 *1
労働保険料	平成16年1月19日
電波利用料	平成16年1月19日
申告所得税、法人税、消費税、源泉所得税等	平成16年3月22日 *2
関税等	平成16年3月
国民年金保険料、厚生年金保険料、船員保険料	平成16年4月
自動車保有关係手続ワンストップサービス 関係 *3	平成17年

*1 行政手数料については、平成16年1月19日以降、順次電子化の予定。

*2 申告所得税、法人税、消費税、源泉所得税等については、平成16年3月22日に名古屋国税局管内（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）の納税者から利用開始、平成16年6月1日に全国の納税者に利用を拡大の予定。

*3 自動車保有关係手続に伴って支払う国庫金（自動車重量税）、地方公金（自動車税）等を同一方式で電子化しようというもの。

日本銀行は、金融機関に国庫金の受け入れ事務を委嘱していますが、今回、電子納付の受付けを開始する金融機関は、日本銀行が代理店・歳入代理店事務を委嘱している金融機関 422 行庫のうち 335 行庫^(注)になる予定です。

(注) このほか、日本銀行歳入代理店委嘱金融機関から歳入事務の再委託を受けている金融機関 17 先(歳入復代理店)も電子納付の受付けを開始します。

◆政府、「構造改革と経済財政の中期展望 — 2003 年度改定」を閣議決定

政府は、1月 19 日、「構造改革と経済財政の中期展望 — 2003 年度改定」を閣議決定した。その内容は以下のとおり。

平成 16 年 1 月 19 日
閣 議 決 定

構造改革と経済財政の中期展望 — 2003 年度改定

我が国経済は、企業収益の改善や設備投資の増加等、企業部門を中心に前向きの動きが現れるなど明るい兆しがみられる。

この背景としては、世界経済の回復をはじめとする循環的な需要回復といった要因に加え、民間企業の不断の改革努力による収益構造の改善、企業法制整備等による企業・産業再編の活発化など、構造改革の成果が現れつつあることがあげられる。

政府としては、こうした明るい兆しが企業から家計、都市から地方へと日本経済の隅々にまで浸透するように、一層の政策努力を行い、民

間需要主導の持続的な経済成長の実現を目指す。

他方、物価については、消費者物価、国内企業物価ともに総じて下落幅は縮小してきているが、なお緩やかなデフレ状況が続いている。デフレがこうした企業努力の成果に対して足枷とならないよう、政府・日本銀行は一体となってデフレ克服を目指した取組を推進する。

常に 5 年程度の中長期的基本方針と展望を持ちつつ経済財政運営を行うため、本「構造改革と経済財政の中期展望 — 2003 年度改定」（以下、「今次改定」という。）の最終年度は 2008 年度までとする。なお、基礎的財政収支（プライマリーバランス。「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支）については 2010 年代初頭までの期間を視野に入れる。

「今次改定」の内容は、中期的な経済財政運営の基本方針と経済財政の将来展望、並びに民需拡大の観点から「構造改革と経済財政の中期展望」（平成 14 年 1 月 25 日閣議決定。以下、「改革と展望」という。）の役割と密接に関連する構造改革を中心とする^(注1)。

「改革と展望」に盛り込まれた政策は、政府として実行すべきものである。また、政府部門に関する目標は、その時々の経済財政状況を踏まえつつ、政府としてその実現に努めるべきものである。民間部門に関する数値等は、一定の政策を前提とした将来展望である。

1. 経済財政状況

- ・「改革と展望 — 2002 年度改定」（平成 15 年 1 月 24 日閣議決定）においては、厳しい内外経済環境が続いていることから、2004 年度までの集中調整期間は、少なくとも当面、実質成長率は 1 % 以下程度、名目成長率はさらに

低いものとならざるを得ないと見込んだ。

- ・足元の経済状況をみれば、米国経済等の想定以上の回復もあり、2003年度の実質成長率は2.0%程度、名目成長率は0.1%程度になると見込まれる。雇用情勢は依然として厳しいものの持ち直しの動きがみられ、企業収益の改善等、企業部門に前向きの動きがみられるなど、景気は持ち直している。しかしながら、大企業・製造業を中心の回復であり規模・業種間に格差がみられる。また、景気改善の状況には地域差がみられる。
- ・政府としては、こうした景気回復の動きが中小企業や非製造業、さらに家計にまで広がるよう環境整備を進めるとともに、その効果が都市から地方へと日本経済の隅々にまで浸透するよう 「官から民へ」、「国から地方へ」の改革を加速し、民間需要主導の持続的な経済成長の実現を目指す。こうした取組が、海外経済や株価、為替レート、長期金利の動向などについてのリスクが顕在化した場合への備えともなる。
- ・現在、消費者物価、国内企業物価は前月比でみればともに概ね横ばいとなっており、前年同月比でみても、総じて下落は続いているものの下落幅は縮小してきている。さらに、企業のデフレ懸念にも改善の兆しがみられる。種々の物価動向等を総合的に勘案すれば、我が国経済は緩やかなデフレ状況にあるものの、変化の兆しがみられる。
- ・財政面では、持続可能な財政の構築に向か、「改革と展望」に沿って安定的な財政運営を行っている。

2. 中期的な経済財政運営の基本方針

(安定的な経済財政運営)

- ・対象期間中（2008年度まで）の経済財政政策

は安定的に運営する。その際、財政の自動安定化機能に配意する。また、景気が極めて厳しい状況となる場合には、大胆かつ柔軟な政策対応を行う。

(集中調整期間とデフレ克服に向けた取組)

- ・集中調整期間は、改革を集中的に推進し、中期的な民間需要主導の成長を実現するための重要な準備期間である。集中調整期間終了までの今後1年程度の間、デフレの克服と民間需要主導の持続的な経済成長の実現に向け、構造改革の加速・拡大などの政策努力を行う。
- ・同時に、デフレ克服と民間需要の持続的な拡大のためには、実効性ある金融政策とその波及メカニズムの強化など金融面での対応が重要である。
- ・また、こうした政府・日本銀行の取組により、人々のデフレ懸念は払拭されていくと見込まれる。
- ・こうした考え方の下、政府は民間需要、雇用の拡大に力点を置きつつ、構造改革をさらに加速・拡大する。また、2004年度における不良債権問題の終結を目指し、これまでの成果の上に立って不良債権処理を推進する。こうした構造改革は、主に次の5つの効果を通じて、デフレ克服に寄与するものと見込まれる。
 - 1) 「官から民へ」の考え方の下、行政サービスの民間開放の推進、構造改革特区の推進などをはじめとする規制改革の一層の推進、企業の事業・組織再編関連制度の整備等により、創造的な企業活動を促し、新規需要を拡大する。

- 2) 持続可能な財政や社会保障制度の確立に向けた取組を継続して実施することにより、国民生活及び民間経済活動にとっての将来への不確実性、リスクを軽減する。
- 3) より強固な金融システムの構築に向けた改革、企業・産業と金融の一体的再生に向けた取組等により、民間部門の収益率改善に向けた環境を整備する。こうしたことにより、資産価格にも好影響を及ぼすことが期待される。
- 4) 包括的かつ抜本的な税制改革により、持続的な経済社会の活性化を実現するとともに、将来にわたる国民の安心を確保する。
- 5) 1)から4)の取組を通じて期待成長率を高め、資金需要を拡大すると同時に、金融仲介機能を回復することや産業金融機能を強化することにより、資金供給を円滑化する。

・デフレ克服を目指し、政府・日本銀行は一体となって、できる限り早期のプラスの物価上昇率実現に向けて取り組む。

日本銀行は、消費者物価指数（全国、除く生鮮食品）の前年比上昇率が安定的にゼロ%以上となるまで量的緩和政策を継続することを約束している。さらに、2003年10月には、金融政策の透明性を強化する観点から、量的緩和政策の継続に関する具体的な条件を示し、コミットメントをより明確化した^(注2)。このコミットメントに従った、潤沢な資金供給が期待される。

さらに、政府の行うより強固な金融システムの構築に向けた取組と、日本銀行による金融政策の波及メカニズムを強化するための取

組などにより、資金供給が増大していくことが期待される。

(経済の展望)

- ・デフレについては、上述のような政府・日本銀行一体となった取組を通じ、デフレ圧力は徐々に低下し、集中調整期間の後には消費者物価指数（全国、除く生鮮食品）がプラスとなり、他の物価指数も徐々にプラスになると見込まれることから、デフレ克服に向けた着実な進展が見込まれる。
- ・2004年度については、実質成長率は1.8%程度、名目成長率は0.5%程度となる見込みである。集中調整期間後については、実質成長率は1.5%程度あるいはそれ以上、名目成長率についても徐々に上昇し、2006年度以降は概ね2%程度あるいはそれ以上の成長経路を迎ると見込まれる。
- ・なお、物価動向について判断を行うにあたっては、消費者物価等種々の物価関連統計を総合的に勘案する必要がある。その際、各種統計の対象範囲、算出方法の違い等の統計的特性などを十分踏まえて判断する。

(歳出抑制の目標と基礎的財政収支)

- ・「改革と展望」においては、2006年度までの間、政府の大きさ（一般政府の支出規模のGDP比）は2002年度の水準を上回らない程度とすることを目指すこととしている。また、受益と負担の関係についても引き続き検討を行うこととしている。なお、2004年度予算においては、2003年度に続き、一般会計歳出及び一般歳出について実質的に前年度の水準以下に抑制することを目標と

した。また、地方財政についてもこれに準じた方針がとられた。

- ・着実な経済成長と適切な財政構造改革なくして財政の健全化はあり得ない。政府は、中期的に財政収支を確実に改善していくため、民間需要主導の持続的成長を実現するための構造改革を加速とともに、歳出改革を加速する。こうした取組を継続することにより、2002・2003年度とGDP比5%台半ばで推移している基礎的財政収支の赤字は、2004年度から縮小に向かうものと見込まれる。
- ・また、2006年度までに、国と地方双方が歳出削減努力を積み重ねつつ、必要な行政サービス、歳出水準を見極め、また経済活性化の進展状況および財政事情を踏まえ、必要な税制上の措置を判断する。
- ・2007年度以降も、それ以前と同程度の財政収支改善努力を行うと同時に民間需要主導の持続的成長を実現することにより、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指す。
- ・ここで述べた経済や財政に関する将来展望には種々の不確実性が伴うため、相当の幅を持って理解されるべきである。

3. 構造改革の加速・拡大

構造改革の進展の中で、わが国の経済社会構造は大きく変化しつつある。IT化の急速な進展は産業や国民生活を大きく変貌させつつある。電気通信関連のサービス業、ソフトウェア業、介護事業等新分野で事業所が急増し、雇用も大きく拡大している。地域の知恵と工夫を生かす構造改革特区は急速に進展し、全国各地で個性ある都市の再生への取組が進んでいる。

こうした動きを広げ、これまで述べてきた経済財政の姿を確実なものとするために、以下の方針の下、改革工程を明らかにしつつ、構造改革を加速・拡大する。これにより、デフレの克服と民間需要主導の持続的な経済成長の実現、国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を実現する。その際、「官から民へ」を明確に制度・規制改革として実現し、「国から地方へ」を地域の視点、現場の創意・工夫を重視する。

構造改革を通じて中期的に以下のようなことが実現する経済社会の構築を目指す。

- 1) 国民一人一人が能力と個性を発揮し、経済社会の活性化に貢献することが可能となる
- 2) 高齢者が活躍し、若者が努力と学習によって可能性に挑戦できる
- 3) 年齢や性別にかかわらず誰もが能力に応じ、生きがいを持って働く
- 4) 貿易、投資のみならず研究開発や文化芸術、スポーツなど幅広い分野で国民が世界中で活躍し貢献する
- 5) 地方が「自助と自立の精神」の下、人材、歴史、文化といった多様な資源を活かし、知恵と工夫でそれぞれの地域の魅力、個性を発揮する
- 6) 安全と治安が確保され、国民が安心して暮らせる

(1) 活力ある経済社会の実現に向けた民間主導の経済成長の強化

グローバル化の急速な進展の中で、科学技術、知的創造力、地域の多様な資源、国民の潜在的需要等を基礎として、新たな産業の創出、特色ある地域産業の形成、多様で質の高い雇用機会の拡大に取り組み、民間主導の経済成長を強化する。

(不良債権問題の終結と産業・金融の一体的再生)

- ・金融再生プログラム等の着実な実施を通じて、2004年度に不良債権問題を終結させる。
- ・金融機能強化のための新たな公的資金制度を設け、経済の活性化や金融システムの安定・強化に資する。
- ・リレーションシップバンキング機能の強化に加え、地域中小企業再生ファンドの形成等を通じて、地域における産業・金融一体となつた再生を行う。

(「官から民へ」に向けた規制改革、構造改革特区の推進等)

- ・規制改革を強力に推進する。また、競争政策の一層の強化を図る。
- ・構造改革特区については、引き続き可能な限り多くの規制改革を実現するとともに、規制の特例措置の効果等を評価し、それを踏まえて2004年から全国規模での規制改革を展開する。
- ・行政サービスの民間開放にあたって障害となる制度や規制を改革する。

(新たな産業・事業の創造、投資の促進と産業金融機能の強化等)

- ・新産業創造戦略の策定、知的財産戦略の推進等を通じて、創業・新事業の創出、中小企業の挑戦支援、成長分野の発展・促進、特色ある地域産業集積の形成等を推進する。
- ・科学技術基本計画に基づき、科学技術の戦略的重點化、科学技術システム改革を引き続き推進し、科学技術創造立国を実現する。また、e-Japan戦略Ⅱを推進し、ITの利活用を推進する。

・証券市場における監視機能の強化、証券決済システム改革、信託制度の整備等によって、金融資本市場を一層効率的で競争力のあるものとし、貯蓄から投資への流れを加速する。

- ・投資事業組合ファンドの枠組みの整備、証券化支援などの新たな扱い手や手法の導入促進等により多様な資金の流れを整備する。
- ・不動産によらない在庫等を活用した担保制度（動産譲渡の公示制度等）を実現するとともに、行き過ぎが指摘される「包括根保証」を見直す等、個人保証のあり方を適正化する。

(雇用創出の強化)

- ・高齢者ケア関連サービス、情報通信、観光などサービス分野を中心とする530万人雇用創出プログラム等を着実に推進し、雇用創出を拡大する。
- ・労働需給のミスマッチの解消、能力開発・職業訓練、労働移動支援等に関する政策に重点化する。その際、民間を積極的に活用する。
- ・学卒者等への就職支援、教育・人材育成の強化、就業機会の創出等を内容とする若者自立・挑戦プランを民間を積極的に活用しつつ推進する。

(自由貿易協定を含む経済連携等の推進)

- ・東アジア諸国・メキシコ等との自由貿易協定を含む経済連携等を推進し、モノ、人、資金等の流通・移動を促進する。また、対日直接投資の拡大を図るとともに、観光立国に向け、訪日外国人旅行者を倍増させることを目指し、

環境整備を図る。

(2) 地域の真の自立と再生

それぞれの地域の多様な発展なくして国の発展はあり得ない。「均衡ある発展」の本来の考え方を活かすためにも、「個性ある地域の発展」、「知恵と工夫の競争による活性化」を重視しつつ、地域経済の再生に取り組む。

(地域経済の再生に向けた取組の強化)

- ・「地域再生推進のための基本指針」に基づき、2004年2月下旬に「プログラム」を策定し、それに基づき、迅速な成果を実現する。
- ・建設業をはじめとする地域の基幹産業における事業転換など経営革新を推進する。また、観光や食料産業など地域特性を活かした産業・事業の創出、中小企業の活性化、都市と農山漁村の共生・対流等を推進する。農業については、プロ農業経営への支援の集中化・重点化、株式会社・農業生産法人等による企業的経営の推進、農協改革等の構造改革を進める。
- ・地域の実情に合わせた就職支援の強化、地域の自発的な雇用創出事業への支援を推進する。その際、地域の自主的判断で民間委託等を可能とするような制度整備を進める。

(三位一体改革の実施)

- ・「基本方針2003」を踏まえつつ、2004年度においては、国庫補助負担金について1兆円の廃止・縮減等の改革を行う。また、三位一体改革に関する政府・与党協議会における合意を踏まえ、2006年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現することと

し、この本格的な税源移譲を実現するまでの間の暫定措置として、平成16年度税制改正において所得譲与税を創設し、所得税の一部を税源移譲する。同時に、地方交付税の改革について、地方財政計画の規模を抑制し、交付税総額の抑制を図る。

- ・「基本方針2003」を踏まえ、2006年度までに、国庫補助負担金について概ね4兆円程度を目途に廃止・縮減等の改革を行い、地方交付税の財源保障機能全般を見直して縮小するとともに、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについて、基幹税の充実を基本に税源移譲を行う。経済財政諮問会議を中心に議論を進め、三位一体で改革工程を加速・強化する。その際、税源移譲を含む税源配分の見直し等の地方税の充実に対応して、財政力格差の調整の必要性が高まるので、実態を踏まえつつ、それへの適切な対応を図る。

(3) 少子化対策と持続可能な社会保障制度の構築

少子化の流れを変えるため次世代育成支援に関する取組を幅広く強化するとともに、若者が将来を展望でき、高齢者が安心できる、持続可能な社会保障制度を構築する。

- ・少子化対策については、「待機児童ゼロ作戦」の推進、育児休業制度の見直し、公的年金制度における育児期間に対する配慮、今後策定される「少子化社会対策大綱」等に基づき、国民を挙げて取り組む。
- ・年金・医療・介護・生活保護などの社会保障サービスを一体的にとらえ、制度の設計を相

互に関連づけて行い、良質かつ効率的なサービスを供給する。持続可能な社会保障制度を確立し、国民の安心を確保しながら、社会保障給付費の伸びを抑制する。

(4) 持続可能な財政の構築

簡素で効率的な政府の実現に向けた歳出改革、包括的かつ抜本的な税制改革の継続的実施等を進め、持続可能な財政を構築する。

(簡素で効率的な政府の実現に向けた歳出改革)

- ・「改革と展望」に基づき、2006年度までの間、政府の大きさは2002年度の水準を上回らない程度を目指す。特別会計についても、事務・事業等の廃止・合理化、財政規律の向上に向け、聖域なく見直す。
- ・公共投資についても、「改革と展望」に基づき、2006年度までの間、景気対策のための大額な追加が行われていた以前の水準を目安に、更なる重点化・効率化を推進するとともに、コストの縮減等を図る。
- ・総定員法の上限を大幅に引き下げるとともに、治安など真に必要な部門には適切に定員を配置しつつ、国家公務員の定員合理化に大胆に取り組む。また、総人件費を極力抑制する。地方も国に準じた抑制が期待される。
- ・府省横断的な民間需要や潜在力を最大限引き出す政策を重視し、政策群などを引き続き活用する。

(包括的かつ抜本的な税制改革の継続的実施)

- ・「基本方針2003」の考え方を踏まえ、1)持続的な経済社会の活性化のための税制改革、2)租税負担と社会保障負担の総合的な検討、

3)国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方、といった事項を中心とし、包括的かつ抜本的な税制改革に引き続き取り組む。その際、経済や財政の状況等を十分に見極めつつ、歳出の徹底した見直しと合わせ、幅広く検討を行う。

(予算制度改革)

- ・以上のような中期的な指針の下、主要な歳出分野について、複数年度の視点に立った歳出管理を行う。
- ・新しい予算編成プロセスをモデル事業として拡大していくほか、「宣言、実行、評価」に基づく予算編成プロセスを予算全体に拡大する。

(公的債務管理)

- ・国債発行を極力抑制するとともに、公的債務の各種リスクを適切かつ専門的に管理する。

(注1) 「改革と展望」の役割は、経済財政の中期ビジョンを示し、短期と中期の経済財政政策の整合性を確保すること、財政・社会保障の中長期的な持続可能性を提示すること、経済財政政策の合理性などについての説明責任を果たすことである。

「今次改定」は「改革と展望」を基礎とし、また「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)等と密接に関連しており、政府はこれらを一体として構造改革を推進する。

(注2) (参考:「金融政策の透明性の強化について」
(抄)2003年10月10日日本銀行)

日本銀行としては、このコミットメントについては以下のように考えている。

- ・第1に、直近公表の消費者物価指数の前年比上昇率が、単月でゼロ%以上となるだけでなく、基調的な動きとしてゼロ%以上であると判断できることが必要である(具体的には数か月均し

てみて確認する）。

- ・第2に、消費者物価指数の前年比上昇率が、先行き再びマイナスとなると見込まれないことが必要である。この点は、「展望レポート」における記述や政策委員の見通し等により、明らかにしていくこととする。具体的には、政策委員の多くが、見通し期間において、消費者物価指数の前年比上昇率がゼロ%を超える見通しを有していることが必要である。
- ・こうした条件は必要条件であって、これが満たされたとしても、経済・物価情勢によっては、量的緩和政策を継続することが適当であると判断する場合も考えられる。

◆日本銀行、「金融市場調節方針の変更について」を公表

日本銀行は、1月20日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を決定し、これを同日公表した。

平成16年1月20日
日本銀行

金融市場調節方針の変更について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、金融調節の主たる操作目標である日本銀行当座預金残高の目標値を、これまでの「27～32兆円程度」から「30～35兆円程度」に引き上げることを決定した（別添）。

2. わが国の景気は緩やかに回復しており、先

行きについてもその持続が見込まれる。ただ、回復のテンポは、過剰債務など構造的な要因が根強いもので、なお緩やかなものに止まると考えられる。消費者物価は、需給バランスが徐々に改善しつつもなおかなり緩和した状況の中、引き続き小幅の下落基調を辿るものと予想される。この間、金融・為替市場の動きとその影響には注意が必要である。

3. 日本銀行は、以上のような情勢を踏まえ、デフレ克服に向けた日本銀行の政策スタンスを改めて明確に示し、今後の景気回復の動きをさらに確かなものとする趣旨から、当座預金残高の目標値の引き上げを行うことが適当と判断した。

（別添）

平成16年1月20日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（賛成多数）。

日本銀行当座預金残高が30～35兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

◆日本銀行、「資産担保証券の買入基準見直しについて」を公表

日本銀行は、1月20日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定、同日対外公表を行った。

平成16年1月20日
日本銀行

資産担保証券の買入基準見直しについて

1. 日本銀行は、昨年12月の政策委員会・金融政策決定会合における議論を受けて、資産担保証券の買入基準に関して見直しの余地があるかどうかについて検討を行ってきたが、本日の金融政策決定会合において、買入基準の見直しを決定した^(注)（全員一致）。
2. 金融緩和効果の浸透を図るために、金融資本市場の機能が十分に発揮されることが不可欠である。日本銀行では、こうした認識の下、資産担保証券市場の基盤整備に向けた市場参加者の様々な努力を支援しており、資産担保証券の買入れもそうした支援の一環である。
3. 今回の資産担保証券の買入基準の見直しは、実際の買入れを通じて蓄積してきた経験を踏まえ、市場関係者から寄せられた意見も参考にしつつ判断したものであり、資産担保証券市場の長期的な発展に資するものと考えている。

(注) 見直しの内容については「『資産担保証券買入基本要領』の一部改正等について」を参照。

◆日本銀行、「資産担保証券買入基本要領」の一部改正等を決定

日本銀行は、1月20日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定、同日対外公表を行った。

平成16年1月20日
日本銀行

「資産担保証券買入基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、本日開催した政策委員会・金融政策決定会合において、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「資産担保証券買入基本要領」（平成15年6月25日決定）を別紙1. のとおり一部改正すること。
2. 「資産担保証券買入における買入対象先選定基本要領」（平成15年6月25日決定）を別紙2. のとおり一部改正すること。

別紙1.

「資産担保証券買入基本要領」中一部改正

- 4. を横線のとおり改める。

4. 買入対象

略（不变）

- (1) 略（不变）

(2) 資産担保債券

イ、略（不变）

ロ、中堅・中小企業関連債権比率

特定資産（それから生ずる金銭等が資産担保証券の元利金等の支払の原資となる特定の資産をいう。以下同じ。）の債権総額に占める中堅・中小企業関連債権の金額（中堅・中小企業（資本金 10 億円未満または常用雇用者数 999 人以下の会社をいう。以下同じ。）を原債権者とする売掛債権等または中堅・中小企業を債務者とする貸付債権等の合計金額をいう。以下同じ。）の合計金額の割合または特定資産の総件数に占める中堅・中小企業関連債権の件数の割合が 5 割を下回らないこと。

ハ、特定資産の債務者の信用力

特定資産に貸付債権が含まれる場合において、当該貸付債権の発行会社への譲渡人である原債権者が金融機関であるときは、発行会社への債権譲渡が行われた時点において、各貸付債権の債務者が当該金融機関の自己査定上正常先に分類されていたものであること。

二八、
ホニ、
△ホ、

} 略（不变）

(3) 準資産担保債券

イ、略（不变）

ロ、中堅・中小企業関連債権比率

参照ポートフォリオの債権総額に占める中

堅・中小企業関連債権の合計金額の割合または参照ポートフォリオの総件数に占める中堅・中小企業関連債権の件数の割合が 5 割を下回らないこと。

ハ、参照ポートフォリオの債務者の信用力

参照ポートフォリオに貸付債権が含まれる場合において、その債権者が金融機関であるときは、発行会社が信用リスクを引き受けた時点において、各貸付債権の債務者が当該金融機関の自己査定上正常先に分類されていたものであること。

二八、
ホニ、
△ホ、

} 略（不变）

(4) 資産担保短期債券、資産担保コマーシャル・ペーパー

イ、略（不变）

ロ、中堅・中小企業関連債権比率

特定資産の債権総額に占める中堅・中小企業関連債権の合計金額の割合または特定資産の総件数に占める中堅・中小企業関連債権の件数の割合が 5 割を下回らないこと。

ハ、特定資産の債務者の信用力

特定資産に貸付債権が含まれる場合において、当該貸付債権の発行会社への譲渡人である原債権者が金融機関であるときは、発行会社への債権譲渡が行われた時点において、各貸付債権の債務者が当該金融機関の自己査定上正常先に分類されていたものであること。

ニハ、格付け

適格格付機関の複数から a - 1 格相当の格付けを取得していること。

ホニ、 } 略（不变）
△ホ、 }

(附則) この一部改正は、平成 16 年 1 月 20 日から実施する。

別紙 2.

平成 16 年 1 月 30 日
金 融 府

「資産担保証券買入における買入対象先選定基本要領」中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 買入対象先の選定頻度

(1) 資産担保債券および準資産担保債券の買入対象先

買入対象先は、原則として年 1 回の頻度で見直すこととする。これに加えて、買入対象先を追加する選定を随時実施することができる。

(2) 資産担保短期債券および資産担保コマーシャル・ペーパーの買入対象先

買入対象先は、原則として年 1 回の頻度で見直すこととする。これに加えて、買入対象先を追加する選定を随時実施することができる。

(附則) この一部改正は、平成 16 年 1 月 20 日から実施する。

◆金融庁、「15 年 9 月期における不良債権の状況等」を公表

金融庁は、1 月 30 日、「15 年 9 月期における不良債権の状況等」を公表した。その内容は以下のとおり。

15 年 9 月期における不良債権の状況等(ポイント)

1. 不良債権（金融再生法開示債権）の状況

15 年 9 月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は 31.6 兆円であり、15 年 3 月期の 35.3 兆円に比べ▲3.7 兆円の減少となった。

これを内訳別にみると、要管理債権については、その新規発生が抑制される一方、業況改善、企業再生の進展等に伴う健全債権化が進んだこと（▲2.2 兆円）等から▲2.9 兆円の大幅な減少となった。また、危険債権及び破産更生等債権（以下「危険債権以下」と略称）については、業況悪化に伴う新規発生や要管理債権からの下方遷移がみられた一方で、オフバランス化が着実に実施されたことを受けて、▲0.8 兆円の減少となった。

(参考) 15年9月期における金融再生法開示債権の増減要因

		(単位:兆円)
<u>金融再生法開示債権</u>		▲3.7
うち 要管理債権		▲2.9
〔増減要因〕 債務者の業況悪化等		+1.7
危険債権以下からの上方遷移		+0.4
(債務者の業況改善 +0.2 再建計画の策定 +0.2)		
健全債権化 (債務者の業況改善 ▲2.0 再建計画の策定 ▲0.2)	▲2.2	
危険債権以下への下方遷移		▲2.7
うち 危険債権以下		▲0.8
〔増減要因〕 オフバランス化		▲5.4
債務者の業況悪化等		+1.9
要管理債権からの下方遷移		+2.7
(債務者の業況悪化等 +0.2 特別検査フォローアップの影響 +0.6)		
(注) 銀行に対するアンケート調査により把握したもの。		

2. 個別貸倒引当金の状況

15年9月期における全国銀行の個別貸倒引当金残高は5.5兆円と、再生子会社の活用やオフバランス化の進展を受けて、15年3月期の6.1兆円と比べ▲0.5兆円の減少となった。

3. 不良債権処分損の状況

15年9月期における全国銀行の不良債権処分損(不良債権の処理に伴う損失)は2.5兆円と、前年同期(14年9月期)の1.8兆円と比べ0.7兆円の増加となった。(なお、りそな銀行を除いた場合には、同じく▲0.3兆円の減少。)

(表1) 15年9月期における不良債権等の状況

	金融再生法開示債権	(単位:兆円)		
		破産更生等債権 及び危険債権	要管理債権	個別貸倒引当金
都銀・長信銀・信託	17.7 (▲2.9)	8.6 (▲0.4)	9.2 (▲2.5)	2.5 (▲0.5)
うち主要11行	17.5 (▲2.8)	8.4 (▲0.4)	9.1 (▲2.4)	2.3 (▲0.5)
地域銀行	13.9 (▲0.8)	9.4 (▲0.4)	4.5 (▲0.4)	3.0 (▲0.0)
全国銀行	31.6 (▲3.7)	17.9 (▲0.8)	13.7 (▲2.9)	5.5 (▲0.5)
				1.7 (0.6)
				1.7 (0.6)
				0.8 (0.0)
				2.5 (0.7)

- (注) 1. ()は、15年3月期からの増減額。ただし、不良債権処分損は14年9月期比。
 2. 金融再生法開示債権は、破産更生債権及びこれに準ずる債権(破産更生等債権)、危険債権、要管理債権の合計。
 3. 主要11行は、都銀・長信銀・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたもの。
 4. みずほグループ各行及びUFJ銀行の金融再生法開示債権には、再生専門子会社の計数を含む。
 5. 地域銀行には、埼玉りそな銀行を含む。

(表2) 金融再生法開示債権の状況(平成15年9月期)

(単位: 億円)

区分	機関数	金融再生法 開示債権				正常債権	合計
			破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	危険債権	要管理債権		
都市銀行	6	151,840	19,510	54,960	77,370	2,172,140	2,323,980
長期信用銀行	2	2,840	240	1,700	890	66,740	69,580
信託銀行	5	22,740	2,470	6,630	13,650	358,230	380,970
都銀・長信銀・信託計 (うち主要11行)	13 (11)	177,420 (174,580)	22,210 (21,980)	63,290 (61,590)	91,910 (91,020)	2,597,120 (2,530,370)	2,774,530 (2,704,960)
地方銀行	64	102,270	23,710	44,600	33,960	1,274,990	1,377,260
第二地方銀行	51	35,000	9,750	14,770	10,480	389,420	424,430
地域銀行計	116	138,930	33,710	59,980	45,240	1,710,150	1,849,080
全国銀行計	129	316,350	55,920	123,280	137,150	4,307,270	4,623,620

- (注) 1. 金融再生法第六条に基づく資産査定等報告書の集計。
 2. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
 3. 主要11行は、都銀・長信銀・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたもの。
 4. みずほグループ各行及びUFJ銀行の再生専門子会社の計数を含む。
 5. 地域銀行計には、埼玉りそな銀行を含む。

(表3) 金融再生法開示債権の推移

(単位：億円)

		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度中間期
都銀・長信銀・信託	金融再生法開示債権	219,450 (219,450)	203,580 (184,930)	200,080 (180,320)	283,850 (267,820)	206,800 (202,440)	177,420 (174,580)
	破産更生等債権	53,660 (53,660)	40,800 (37,910)	36,970 (31,800)	35,290 (32,010)	22,100 (21,610)	22,210 (21,980)
	危険債権	123,180 (123,180)	108,400 (100,660)	91,700 (84,850)	129,790 (122,330)	67,740 (65,820)	63,290 (61,590)
	要管理債権	42,610 (42,610)	54,380 (46,370)	71,410 (63,670)	118,770 (113,480)	116,960 (115,010)	91,910 (91,020)
地域銀行	金融再生法開示債権	119,980	114,470	136,220	148,220	146,600	138,930
	破産更生等債権	49,550	37,060	39,640	38,750	35,370	33,710
	危険債権	50,970	54,080	58,640	63,360	62,390	59,980
	要管理債権	19,460	23,330	37,940	46,110	48,840	45,240
全国銀行	金融再生法開示債権	339,430	318,050	336,300	432,070	353,390	316,350
	破産更生等債権	103,210	77,860	76,610	74,040	57,470	55,920
	危険債権	174,150	162,480	150,340	193,150	130,130	123,280
	要管理債権	62,070	77,710	109,350	164,880	165,790	137,150

(注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10 億円単位にまとめた。

2. 10 年度は新生銀行、あおぞら銀行を除き、11 年度はあおぞら銀行を除く計数。12 年度以降は新生銀行、あおぞら銀行共に含む。

14 年度以降には、UFJ 銀行の再生専門子会社の計数を含み、15 年度中間期には、みずほグループ各行の再生専門子会社の計数を含む。

3. () は新生銀行、あおぞら銀行を除く主要 11 行の計数。

4. 地域銀行には、埼玉りそな銀行を含む。

(表4) 不良債権処分損の推移(全国銀行)

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 中間期	【参考】 14年度 中間期
不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692 (110,669)	77,634 (62,099)	132,583 (108,188)	136,309 (104,403)	69,441 (53,975)	61,076 (42,898)	97,221 (77,212)	66,584 (51,048)	25,077 (16,847)	18,473 (10,706)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873 (55,758)	34,473 (25,342)	84,025 (65,522)	81,181 (54,901)	25,313 (13,388)	27,319 (13,706)	51,959 (38,062)	31,011 (20,418)	9,170 (4,156)	8,172 (2,228)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)	43,158 (36,756)	39,927 (35,005)	47,093 (42,677)	38,646 (36,094)	30,717 (26,500)	39,745 (34,136)	35,201 (30,376)	14,962 (11,869)	9,764 (8,050)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)	9,730 (8,495)	8,506 (7,912)	23,772 (22,549)	18,807 (17,335)	25,202 (22,014)	32,042 (27,183)	21,627 (17,737)	13,224 (10,481)	8,011 (6,606)
パルクセールによる売却損等	2,191	18,546	21,025	42,589 (39,225)	33,428 (28,261)	31,421 (27,093)	23,321 (20,128)	19,839 (18,759)	5,516 (4,486)	7,703 (6,953)	13,574 (12,640)	1,738 (1,388)	1,753 (1,443)
その他	2,714	6,361	10,216	3,017	3 (10)	8,631 (7,661)	8,035 (6,825)	5,482 (4,493)	3,040 (2,691)	5,517 (5,013)	372 (253)	945 (822)	538 (428)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134 (218,111)	318,768 (280,210)	451,351 (388,398)	587,660 (492,801)	657,101 (546,776)	718,177 (589,674)	815,398 (666,886)	881,982 (717,934)	907,059 (734,781)	833,871 (677,592)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022 (108,121)	156,180 (144,877)	196,107 (179,882)	243,200 (222,559)	281,846 (258,653)	312,563 (285,153)	352,308 (319,289)	387,509 (349,665)	402,471 (361,534)	362,072 (327,339)
リスク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	297,580 (219,780)	296,270 (202,500)	303,660 (197,720)	325,150 (192,810)	420,280 (276,260)	348,490 (204,330)	312,440 (175,340)	392,250 (245,770)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930 (103,450)	123,340 (93,880)	178,150 (136,010)	147,970 (92,580)	122,300 (76,780)	115,550 (69,390)	133,530 (86,570)	125,850 (78,970)	109,160 (63,300)	126,450 (78,010)

- (注) 1. 6年度以前は、都銀、長信銀、信託の計数。なお、7年度以降の()内の計数は都銀・長信銀・信託のみの計数。
2. 9年度以降は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福德、みどりの各行を含まず、10年度以降には、国民、幸福、東京相和の各行を含まず、11年度以降には、なみはや銀行、新潟中央銀行を含まず、13年度以降には、石川銀行、中部銀行を含まない。なお、日本長期信用銀行(現新生銀行)は10年度に含まれず、日本債券信用銀行(現あおぞら銀行)は、10、11年度に含まれない。
3. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。
4. リスク管理債権の金額については、6年度以前は破綻先債権、延滞債権の合計額であり、7～8年度は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額としている。
5. パルクセールによる売却損等は、パルクセールによる売却損、子会社等に対する支援損、整理回収機構(RCC)及び共同債権買取機構(CCCP)への売却損を含む。
6. 不良債権処分損の「その他」は債権売却損失引当金(CCCPに売却した債権の将来見込まれる損失への引当金)、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額)等を表す。
7. 不良債権処分損については、13年度は東海銀行(14年1月合併)を含み、14年度はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。

(参考) リスク管理債権の状況 (平成 15 年 9 月期)

(単位: 億円)

機関数	貸出金	リスク管理債権					貸倒引当金	個別貸倒 引当金	
		破綻先債権	延滞債権	3カ月以上 延滞債権	貸出条件 緩和債権				
都市銀行	6	2,111,790	149,940	6,010	66,560	2,470	74,900	52,760	20,820
長期信用銀行	2	66,540	2,800	160	1,760	220	650	3,740	1,530
信託銀行	5	366,730	22,610	1,250	7,760	270	13,320	6,810	2,620
都銀・長信銀・信託計 (うち主要11行)	13 (11)	2,545,070 (2,478,520)	175,340 (172,550)	7,420 (7,250)	76,090 (74,330)	2,960 (2,740)	88,880 (88,220)	63,300 (59,560)	24,980 (23,440)
地方銀行	64	1,346,910	100,910	8,110	57,740	1,240	33,830	34,590	22,730
第二地方銀行	51	416,370	34,530	4,070	19,940	250	10,270	10,820	7,430
地域銀行計	116	1,810,030	137,100	12,220	78,490	1,580	44,800	45,860	30,370
全国銀行計	129	4,355,090	312,440	19,640	154,580	4,540	133,680	109,160	55,350

(注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10 億円単位にまとめた。

2. 「延滞債権」とは、「元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のもの」であり、「3 カ月以上延滞債権」とは、「元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上遅延している貸出金であって、破綻先債権・延滞債権以外のもの」である。
3. 一部金融機関において部分直接償却（破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権について、担保等による回収が不可能な額(第4分類債権額)に対し、個別貸倒引当金の計上ではなく、直接償却すること)が行われており、それによる減少が 8 兆 310 億円である。
4. 主要 11 行は、都銀・長信銀・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたものである。
5. みずほグループ各行及び UFJ 銀行の貸出金及びリスク管理債権には、再生専門子会社の計数を含む。
6. 地域銀行計には、埼玉りそな銀行を含める。

◆現行金利一覧

(16年2月16日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期 () 内 前回水準
公定歩合（基準割引率および基準貸付 利率）	0.10	13. 9.19 (0.25)
短期プライムレート	1.375	13. 3.28 (1.500)
長期プライムレート	1.6	16. 2.10 (1.7)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行
のもの。ただし、短期プライムレートについては、都
銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期
は同採用レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件

(16年2月16日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債（10年）	応募者利回り (%)	〈2月債〉	〈1月債〉
	表面利率 (%)	1.263	1.320
	発行価格 (円)	1.3	1.4
政府短期証券	応募者利回り (%)	100.32	100.70
	発行価格 (円)	〈16年2月16日発行分〉	〈16年2月9日発行分〉
	発行価格 (円)	0.0035	0.0031
政府保証債 (10年)	応募者利回り (%)	99.9991	99.9992
	表面利率 (%)	1.373	1.440
	発行価格 (円)	1.3	1.4
公募地方債 (10年)	応募者利回り (%)	99.35	99.65
	表面利率 (%)	1.381	1.448
	発行価格 (円)	1.3	1.4
利付金融債 (5年物)	応募者利回り (%)	99.28	99.58
	表面利率 (%)	0.55	0.65
	発行価格 (円)	0.55	0.65
割引金融債	応募者利回り (%)	100.00	100.00
	同税引後 (%)	〈2月債〉	〈1月債〉
	割引率 (%)	〈2月後半債〉	〈2月前半債〉
	発行価格 (円)	0.05	0.05

- (注) 1. 国債の発行価格は割当平均価格。
 2. 政府短期証券の応募者利回りは募入平均利回り、発行
価格は募入平均価格。
 3. 公募地方債は最低レート。
 4. 利付金融債および割引金融債の発行条件は、最低レー
トを採用した金融債の計数を掲載。

海 外

◆バーゼル銀行監督委員会、「バーゼルⅡに向けた継続的な進展」を公表

バーゼル銀行監督委員会は、1月15日、バーゼル合意見直しに関するプレス・リリース「バーゼルⅡに向けた継続的な進展」(原題:Continued progress toward Basel II) を公表した(本プレス・リリースの仮訳は、日本銀行ホームページ<<http://www.boj.or.jp/>>参照)。

◆バーゼル銀行監督委員会、バーゼル合意見直しに関するテクニカル・ペーパーを公表

バーゼル銀行監督委員会は、1月30日、バーゼル合意見直しに関する以下の3本のテクニ

カル・ペーパーを公表した(各テクニカル・ペーパーの要旨の仮訳は、日本銀行ホームページ<<http://www.boj.or.jp/>>参照)。

- ・「新しいバーゼル合意における期待信用損失と非期待信用損失にかかる自己資本規制上の取扱いの修正」(原題: Modifications to the capital treatment for expected and unexpected credit losses in the New Basel Accord)
- ・「証券化の枠組の修正」(原題: Changes to the securitisation framework)
- ・「先進的計測手法(AMA)を用いて計算したオペレーショナル・リスクにかかる所要自己資本の母国・現地における認識のための諸原則」(原題: Principles for the home-host recognition of AMA operational risk capital)